

田尻町農業者等物価高騰対策支援事業

田尻町にお住まいの農業者で大阪府肥料価格高騰対策支援金又は大阪府配合飼料価格高騰対策支援金の対象者※に、田尻町農業者等物価高騰対策支援金を交付します。

交付金額は下記のとおり、大阪府と同額の支援となります。

【交付金額】 1 事業者につき、①又は②いずれかを選択

① 令和 7 年度の大阪府肥料価格高騰対策支援金の対象者

令和 6 年中の販売金額	支給額
100 万円以上 500 万円未満	10,000 円
500 万円以上 1,000 万円未満	30,000 円
1,000 万円以上 3,000 万円未満	70,000 円

② 大阪府配合飼料価格高騰対策支援金を受ける畜産農業者

支給単価（円/ t）	支給額（上限）
令和 6 年度第一四半期及び第二四半期に購入した飼料に対して支給される支援金を受けた畜産農家 （ただし、上限 3,400 円/ t）	190,000 円

【田尻町農業者等物価高騰対策支援金申請期限】 令和 8 年 2 月 27 日（金）

（交付要件）

1. 令和 7 年 6 月 1 日から申請を行う期間を通じて住所を田尻町に有すること。
2. 田尻町暴力団排除条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条第 3 条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

申請方法は裏面をご確認ください。

※大阪府の支援事業の対象者であれば、支援金の交付を受けていない方も申請できます。

田尻町農業者等物価高騰対策支援金の申請に必要なものについて

申請に必要なもの

<u>①田尻町農業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）</u> 産業振興課の窓口、又は田尻町ホームページからもダウンロード可能です。
<u>② 本人の住所が確認できる書類</u> 運転免許証（表・裏の両方）、各種健康保険証（表・裏の両方）、住民基本台帳カード（表面）、パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）、マイナンバーカード（表面）等の写し ※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る ※法人の場合にあつては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し

申請区分に応じて必要となるもの

令和 7 年度大阪府肥料価格高騰対策支援金を受ける農業者の場合	令和 7 年度大阪府配合飼料価格高騰対策事業補助金を受ける畜産農業者の場合
<u>① 大阪府肥料価格高騰対策支援金の受給額がわかる 通帳の写し</u> 表紙をめくった最初のページ及び通帳の摘要欄に「フ．ノウセイシツ オオサカフカイケイカンリシヤ」とある入金額のわかるページ <u>② 振込先の通帳等の写し</u> 表紙をめくった最初のページ	<u>① 大阪府配合飼料価格高騰対策事業補助金交付通知書の写し</u> <u>② 振込先の通帳等の写し</u> 表紙をめくった最初のページ
令和 7 年度大阪府肥料価格高騰対策支援金の対象者の場合	
<u>① 青色申告決算書、または収支内訳書の写し</u> <u>② 振込先の通帳等の写し</u> 表紙をめくった最初のページ <u>③ 令和 6 年度確定申告書の写し</u>	

